

## 山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領

山口市上下水道事業管理者が発注する地質調査業務、測量業務（地籍調査を除く。）、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約の締結にあたり、山口市上下水道局会計規程（平成17年水道局規程第26号）によりその例によるものとされた山口市財務規則（平成17年規則第44号）第111条の規定に基づく「あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定する」契約の取扱いについては、山口市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領の例による。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札公告または入札通知を行うものについて適用する。